苦情解決の公表

社会福祉法人不動福祉会は、利用者の皆様から寄せられた苦情について、適切な対応によりその解決にあたります。

苦情及びその解決については、個人情報に関するものや申出人が拒否した場合を除き、当ホームページに公表し、保育園の改善に努めます。

要望・苦情等への対応方法

社会福祉法第82条の規定により、本法人では、保護者等利用者からの要望・ 苦情等に適切に対応する体制を整えています。各保育園における苦情解決責任 者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めます。

不動の森こども園

要望•苦情解決責任者	園長 今井 敬子
要望•苦情受付担当者	主任 梅林 美由紀
第三者委員	日野 さよ子
第三者委員	森井 常貴

熊川保育園

要望•苦情解決責任者	園長 髙橋 和子
要望•苦情受付担当者	主任 村野 順子
第三者委員	日野 さよ子
第三者委員	森井 常貴

すみれ保育園

要望•苦情解決責任者	園長 肥沼 直美
要望•苦情受付担当者	主任 植松 直美
第三者委員	関谷 洋子
第三者委員	吉田積女

要望・苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は、書面、面接、電話等により要望・苦情受付担当者が随時受け付けます。また、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受付けた苦情を、苦情解決責任者と第三者委員に報告いたします。第三者委員は、内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、申出人と誠意をもって話し合い解決に努めます。その際、申出人は第三者委員の助言と立会を求めることができます。

令和5年度の苦情

不動の森こども園	苦情の報告はありませんでした。
熊川保育園	苦情の報告はありませんでした。
すみれ保育園	苦情の報告はありませんでした。